

# 政治家の寄附は禁止! 有権者が求めることも禁止!

政治家(※1)が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず、**法律で罰則をもって禁止**されています(※2)。また、有権者が政治家に寄附をするよう勧誘や要求をすることも**禁止**されています(※3)。(公職選挙法第199条の2)

※1 現に議員や首長の職にある人だけでなく、立候補している人や立候補を予定している人をいいます。

※2 次のものは除きます。親族に対するもの・政党その他の政治団体に対するもの・政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償

※3 政治家を威迫して勧誘や要求をしたり、当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすることは、罰則の対象となります。

(公職選挙法第249条の2第5項・第6項)

## これらの行為は全て禁止です!

お祭りへの寄附や差し入れ



町会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ



さいたま市選挙キャラクター  
みらいクン

政治家本人が自ら出席する結婚披露宴、葬式又は通夜におけるものについては、罰則の対象とならないことがあります。

入学祝い、卒業祝い



結婚祝い、香典



葬式の花輪、供花



落成式・開店祝いの花輪



お中元、お歳暮



QRコード



詳しくはwebで。

さいたま市 寄附禁止

検索

<http://www.city.saitama.jp/006/009/005/p018389.html>

裏面もご覧ください。

# 寄附ってなんだろう？



寄附とは何ですか？

寄附とは、お金や物品その他財産上の利益となるものを与えたり、与える約束をすることです。ただし、物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように、債務の履行として支払うものは寄附には当たりません。



どうして政治家は寄附をしてはいけないのですか？

政治家が寄附にお金をかけることをなくして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためです。



## こんなときは？



政治家が**会費制ではない**町会の忘年会や新年会、お祭りなどの行事に出席する場合、会費に相当する額を「会費」の名目で支払うことはできますか？

「会費」ではないので、たとえ飲食代の実費相当額であっても、寄附として禁止されています。



※会費制の会合や行事の際の会費については、債務の履行として寄附に当たらないとされています。



町会の役員がお祭りへの寄附を集める場合、**町会員の政治家**にも寄附をお願いできますか？

政治家に対して寄附を求めることは禁止されています。



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の賛助金など、**選挙に関係のない寄附**であれば、政治家でも行うことはできますか。

選挙に関係する・関係しないを問わず、政治家による選挙区内の人や団体への寄附は禁止されています。

